

平成27年5月末日

指定介護予防支援事業所
指定居宅介護支援事業所 各位

那覇市福祉部
ちやーがんじゅう課 給付G

介護保険各種認定証の再発行方法の変更について

いつもお世話になっております。

この度那覇市では介護保険各種認定証（被保険者証、資格者証、負担限度額認定証、社会福祉法人減免認定証、等）再発行の手続きの方法を下記のとおり変更しましたのでご留意下さい。

〈変更前〉申請者が

- 本人・家族の場合
→ 申請する方の身分証明書と印鑑を持参
- 本人・家族以外の場合
→ 申請する方の身分証明書と印鑑と委任状を持参

〈変更後〉申請者が

- 本人・家族の場合
→ 申請する方の身分証明書と印鑑を持参
- 居宅届出書で登録されている担当介護支援専門員の場合**
→ **申請する担当介護支援専門員の介護支援専門員証と印鑑（※）**
- 本人・家族・担当介護支援専門員以外の場合
→ 申請する方の身分証明書と印鑑と委任状を持参

（※）居宅届出書に担当介護支援専門員が未登録だった場合は担当介護支援専門員であっても委任状を必要とします

（※）介護認定申請、受給資格証明書、送付先変更に関しては従来どおり委任状を必要とします

（※）認定結果通知の窓口交付の際も従来どおり委任状を必要とします